

お知らせ

地方税法改正案など、道路特定財源関連法案が現在、国会で審議中です。

この法案が3月31日までに成立しない場合は、4月1日から次のような取扱いになることも予想されます。

自動車取得税について

1 免税点の引き下げ

50万円以下 → 15万円以下

中古自動車を取得した場合の課税対象範囲が拡大します

2 低燃費車に係る特例措置がなくなります。

価格から30万円控除
価格から15万円控除

→

控除がなくなります

3 次の特例措置がなくなります。

政府の補助を受け取得した一般乗合用バスに係る非課税措置
環境性能に優れた大型ディーゼル車に係る軽減税率の適用

4 自家用自動車（軽自動車を除く）の税率

5% → 3%

営業用自動車及び軽自動車の税率は3%で変わりません。

自動車取得税

1 免税点の引き下げ

50万円以下 →

15万円以下

○ 具体的な例で説明してください。

A 中古車の新車登録時の課税標準額が、200万円の自家用乗用車の場合、約3年半以上経過していれば課税されませんでした。約6年半経過するまで課税対象となります。

新車登録したときの課税標準額によりおおむね次のとおりになります。

新車登録時の 課税標準額	自家用乗用車（軽自動車は除く） （耐用年数 6年）	
100万円	約1.5年経過	約4.5年経過するまで課税
200万円	約3.5年経過	約6.5年経過するまで課税
300万円	約4.5年経過	約7.5年経過するまで課税
400万円	約5年経過	約8.5年経過するまで課税
500万円	約5.5年経過	約9年経過するまで課税
600万円	約6年経過	約9.5年経過するまで課税
700万円	約6.5年経過	約9.5年経過するまで課税
800万円	約7年経過	約10年経過するまで課税
900万円	約7.5年経過	約10.5年経過するまで課税
1000万円	約7.5年経過	約10.5年経過するまで課税

新車登録した時の 課税標準額	自家用の軽自動車 （耐用年数 4年）	
80万円	約1年経過	約2.5年経過するまで課税
90～110万円	約1年経過	約3年経過するまで課税
120～150万円	約1.5年経過	約3.5年経過するまで課税
160万円	約1.5年経過	約4年経過するまで課税

平成20年3月31日まで自動車取得税が課税されなかった自動車であっても、4月1日以降の取得の場合、課税されることがありますので、自動車の移転登録などの前に自動車取得税が課税されるかどうかのお問い合わせをお願いします。

電話（軽自動車以外）073-422-2150

（軽自動車）073-431-5487

初度登録年、型式、類別区分番号を確認の上、お問い合わせください。